30年度　公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	H30.9.21	H30.10.1	（1）元芝アパート　今後の日程について（2）浮間三丁目アパート　建替・移転説明会開催のお知らせ（3）長後町アパート　移転先部屋決め抽選会のお知らせ（4）西新井第３アパート　保証金の納入及び鍵の交付について（お知らせ）（5）町屋五丁目アパート　部屋割り抽選会の実施について（6）花畑アパート　ごみ出し説明会について（7）大島五丁目アパート　部屋割り抽選会のお知らせ（8）文花一丁目アパート　移転説明会開催のお知らせ（9）錦糸一丁目アパート　移転説明会開催のお知らせ(10)宮城アパート　移転説明会開催のお知らせ(11)豊島三丁目アパート　移転先住宅の使用許可書及び鍵の交付日について	※	1															都市整備局東部住宅建設事務所折衝課
2	H30.9.21	H30.10.2	都営梅里一丁目団地建替計画説明資料	※	1															都市整備局西部住宅建設事務所計画課
3	H30.9.21	H30.10.2	都営住宅30H-104西（国立市北三丁目第２）工事　工事説明資料	7	1															都市整備局西部住宅建設事務所建設課
4	H30.9.28	H30.10.3	次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 （１）東京都知事（〇）第〇〇号　株式会社〇〇に係る平成30年４月27日受付第124号の宅地建物取引業者免許申請書 （２）東京都知事（〇）第〇〇号　株式会社〇〇に係る平成30年７月23日受付第31128号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	36		1							1						（７条４号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局住宅政策推進部不動産業課
5	H30.9.28	H30.10.3	東京都知事（〇）第〇〇号　〇〇株式会社に係る平成30年５月25日受付第240号の宅地建物取引業者免許申請書（ただし、履歴事項全部証明書を除く。）	26		1							1						（７条４号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局住宅政策推進部不動産業課
6	H30.9.21	H30.10.3	30多建管許第〇〇号屋外広告物許可申請書 30多建管許第〇〇号屋外広告物許可申請書 30多建管許第〇〇号屋外広告物許可申請書 東京都情報公開条例第7条各号に規定する非開示情報及び意匠に係る部分以外を除く。	15	1															都市整備局多摩建築指導事務所管理課
7	H30.10.4	H30.10.4	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書各一式（平成２５年１０月９日許可） ・決算変更届出書一式（第１期）	50		1							1						（７条４号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建設業課
8	H30.10.2	H30.10.4	建築計画概要書(〇〇-〇〇)	6	1															都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課
9	H30.10.3	H30.10.5	次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 （１）東京都知事（〇）第〇〇号　〇〇株式会社に係る平成27年７月30日受付第702号の宅地建物取引業者免許申請書 （２）東京都知事（〇）第〇〇号　〇〇株式会社に係る平成28年７月６日受付第40936号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	41		1							1						（７条４号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局住宅政策推進部不動産業課

30年度　公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
10	H30.10.3	H30.10.5	次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 （１）東京都知事（〇）第〇〇号　〇〇株式会社に係る平成30年３月16日受付第1389号の宅地建物取引業者免許申請書 （２）東京都知事（〇）第〇〇号　〇〇株式会社に係る平成30年７月26日受付第21200号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	30		1							1						（７条４号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局住宅政策推進部不動産業課
11	H30.9.25	H30.10.5	町田市鶴川一丁目21－５ （町田市能ヶ谷町） 旧住宅公団施工の区画整理 換地確定図					1											当該対象公文書は、昭和42年に換地処分公告を行った区画整理事業に関するものであり、土地区画整理法に基づき、知事の認可を必要とする換地計画図書の参考資料として実施機関が取得した可能性はあるが、当該公文書を保有している事実を確認することができず、存在しないため。	都市整備局市街地整備部区画整理課
12	H30.9.21	H30.10.5	（仮称）都営東糀谷六丁目団地（旧団地名：都営東糀谷六丁目アパート）建替計画説明資料	1	1															都市整備局東部住宅建設事務所開発課
13	H30.8.28	H30.10.9	工事完了届（〇〇都市建指建第〇〇号）	7		1							1						（７条４号）事務室及び機械室等の配置が分かる部分は、公にすることにより、内部の管理の状況や設備が明らかとなり、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため （７条４号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建築指導課
14	H30.10.1	H30.10.10	東京都建設業許可台帳（東京都知事許可　平成３０年１０月１日現在）	※	1															都市整備局市街地建築部建設業課
15	H30.10.2	H30.10.10	多摩建築指導事務所建築指導第一課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１０条第１項の規定による届出等に係る台帳（平成３０年９月１８日から平成３０年１０月１日までの受付分）（東京都情報公開条例第７条に規定する非開示情報を除く。）	2	1															都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
16	H30.10.3	H30.10.11	東京都市計画事業江戸川南部葛西土地区画整理事業 画地出来形確認測量原図　全10葉の３	8	1															都市整備局市街地整備部区画整理課

30年度　公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
17	H30.10.5	H30.10.11	（1）粕谷二丁目アパートへの移転時期の延期について（八幡山アパートから粕谷二丁目アパートへ移転世帯）（2）粕谷二丁目アパート以外のアパートの移転時期について（八幡山アパートから粕谷二丁目アパート以外のアパートへ移転世帯）（3）下馬アパート４期移転説明会の開催について（下馬アパート４期移転対象世帯）（4）豊玉中三丁目のアパートへの移転時期について（江古田第２アパートから豊玉中三丁目アパートへ移転世帯）（5）旭丘一丁目アパートの移転時期の延期について（江古田第２アパート移転世帯）（6）保証金納入通知と鍵渡しのお知らせ（府中矢崎町アパートから10月１日入居許可日で移転世帯）（7）八王子中野町アパート移転説明会の開催について（八王子中野町アパート移転対象世帯）（8）村山アパート移転説明会資料（対象号棟：27～31、43、44号棟）（9）村山団地の追加移転説明会の開催について(村山団地27、28、30、43号棟で説明会未出席世帯)(10)保証金納入通知と鍵渡しのお知らせ（府中矢崎町アパートから10月16日入居許可日で移転世帯）(11)保証金納入通知と鍵渡しのお知らせ（第２鷺の宮アパート移転世帯）(12)日野平山アパート移転説明会の開催について（日野平山アパート７・８号棟居住世帯）(13)移転説明会資料（中野山王三丁目アパート）（八王子中野町アパート移転対象世帯）(14)当面の粗大ゴミ置き場について（八王子中野町アパート移転対象世帯）(15)引越しに際してのお願い（府中矢崎町アパートから10月１日入居許可日で移転世帯）(16)併用店舗移転説明会（第２回）の開催について（下馬アパート併用店舗利用継続希望者）(17)入居手続書類の提出日時について（上石神井四丁目アパート６号棟移転世帯）(18)移転の準備について（第２鷺の宮アパート１～３号棟居住世帯）(19)保証金納入通知と鍵渡しのお知らせ（清瀬野塩アパート10～15号棟居住世帯）(20)保証金納入通知と鍵渡しのお知らせ（江古田第２アパートから11月１日入居許可日で移転世帯）(21)保証金納入通知と鍵渡しのお知らせ（八幡山アパートから11月１日入居許可日で移転世帯）	69	1															都市整備局西部住宅建設事務所管理課
18	H30.10.4	H30.10.11	多摩建築指導事務所建築指導第二課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出のうち解体工事に係る台帳（平成30年9月20日から10月3日までの受付分）（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	2	1															都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課

30年度　公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
19	H30.9.14	H30.10.12	・本日の相談事項（平成24年6月22日） ・〇〇訪問その２（神宮外苑の再整備）（平成２４年７月３日） ・霞ヶ丘競技場の建替えについて（〇〇と情報交換）（平成２４年２月２８日） ・霞ヶ丘町周辺地区まちづくり調査・検討業務　報告書（平成２４年３月） ・〇〇への相談状況（聞き取り）（平成２４年５月１７日） ・地区計画等の区域設定について（案）（平成２４年９月２８日） ・神宮外苑の都市計画について（案）（平成２４年１０月１２日） ・神宮外苑の都市計画について（案）	※		1				1	1		1	1					（非開示部分）〇〇に係る個人の役職及び氏名 （非開示理由）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため （根拠法令）東京都情報公開条例第７条第２号 （非開示部分）サブトラックの設置場所に関する検討内容、神宮外苑の再整備イメージ（オリンピック開催以降）、整備施設＜現状＞及び想定スケジュール、再整備案のイメージ、想定整備内容、神宮外苑の再整備イメージ（オリンピック開催以降）、神宮外苑地区のまちづくりに関する検討内容 （非開示理由）法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の事業運営が損なわれると認められるため 　都の機関及び独立行政法人等の内部又は相互間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため 　関係権利者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、関係権利者の事業活動に関わるため、公にすることにより、関係権利者が関係者の信頼を失うなど、関係権利者の事業運営が損なわれることで、関係権利者と都との信頼関係も損なわれることから、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため （根拠法令）東京都情報公開条例第７条第３号、第５号、第６号 （非開示部分）〇〇及び〇〇の発言内容の一部、〇〇とのやり取りの一部 （非開示理由）法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため 　都の機関の内部における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため 　関係権利者その他の関係者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、関係権利者その他の関係者の事業運営等が損なわれる情報であることから、関係権利者その他の関係者と都との信頼関係も損なわれ、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため” （根拠法令）東京都情報公開条例第７条第３号、第５号、第６号 （非開示部分）各権利者の状況について、⑤〇〇・〇〇等の意向確認 （非開示理由）法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の事業運営が損なわれると認められるため 　都の機関及び独立行政法人等の内部又は相互間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため 　関係権利者の同意等を得ながら都が行うまちづくりに関する情報であって、公にすることにより、関係権利者と都との信頼関係も損なわれ、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため （根拠法令）東京都情報公開条例第７条第３号、第５号、第６号 （非開示部分）協力を要請する対象となる関係権利者名、まちづくりに関する検討内容 （非開示理由）都の機関の内部における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため 　関係権利者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、関係権利者と都との信頼関係も損なわれ、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため （根拠法令）東京都情報公開条例第７条第５号、第６号 （非開示部分）作成元に関する記載 （非開示理由）作成者として記載されている法人名は誤ったものであり、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （根拠法令）東京都情報公開条例第７条第３号	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
20	H30.10.4	H30.10.12	支障物撤去工事（30六町-19）の工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、代価明細表、諸経費計算書	※	1															都市整備局第一市街地整備事務所六町地区整備事務所

30年度　公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
21	H30.10.11	H30.10.12	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式（平成２９年１０月３０日許可） ・変更届出書（平成２９年１２月１９日受付） ・役員等の一覧表 ・委任状 ・誓約書 東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・建設業許可申請書一式（平成２９年９月２９日許可） ・決算変更届出書一式（第１期） ・変更届出書（平成３０年１月１８日受付） 東京都知事許可第〇〇号有限会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式（平成２７年１月２０日許可） ・決算変更届出書一式（第９期・第１０期・第１１期・第１２期）	202		1							1						（７条４号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため.。	都市整備局市街地建築部建設業課
22	H30.10.12	H30.10.12	建設業許可審査業務参考資料集	※	1															都市整備局市街地建築部建設業課
23	H30.10.5	H30.10.12	多摩建築指導事務所建築指導第三課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳（平成30年9月1日から9月30日までの受付分）（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	4	1															都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課
24	H30.9.18	H30.10.15	（1）元芝アパート　移転先住宅の再追加（見学会）のお知らせについて、移転先住宅関係資料（再追加分）、部屋割り抽選会開催のお知らせ、移転先住宅（再追加分）の見学会の延期のお知らせについて、今後の日程について（2）小豆沢二丁目アパート　保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について（お知らせ）（3）長後町アパート　移転先住宅見学会（見学部屋）のお知らせ、移転先部屋決め抽選会のお知らせ（4）上沼田第３アパート　保証金の納入及び鍵の交付について（お知らせ）（5）西新井第３アパート　保証金の納入及び鍵の交付について（お知らせ）（6）町屋五丁目アパート　部屋割り抽選会の実施について（7）花畑アパート　ごみ出し説明会について（8）錦糸一丁目アパート　移転説明会開催のお知らせ（9）文花一丁目アパート　移転説明会開催のお知らせ(10)宮城一丁目アパート　移転先部屋割り抽選会のお知らせ(11)豊島三・七丁目アパート　使用許可日のお知らせ、保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について（お知らせ）、移転先住宅の使用許可書及び鍵の交付日について(12)東糀谷六丁目アパート　移転説明会資料(13)東栗原アパート　移転説明会資料	119	1															都市整備局東部住宅建設事務所折衝課
25	H30.10.9	H30.10.15	都営住宅27H-114東（足立区一ツ家二丁目）給湯器浴槽設備工事 上記案件の設計内訳書（金入り内訳書）	※	1															都市整備局東部住宅建設事務所設備課
26	H30.10.11	H30.10.15	建築計画概要書(〇〇-〇〇)(印影を除く。)	2	1															都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課

30年度　公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
27	H30.10.2	H30.10.16	・委託契約書（単価）（30二整管契第49号） ・委託契約書（単価）（30二整管契第50号） ・委託契約書（単価）（30二整管契第51号）	57		1							1						（７条４号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼす恐れがあるため。	都市整備局第二市街地整備事務所管理課
28	H30.10.4	H30.10.18	（１）平成２５年２月１３日付２４都市政緑第４４６号　東京都市計画公園の変更について（東京都決定）【港区、新宿区、渋谷区：第５・７・１８号明治公園】第２０１回東京都都市計画審議会（平成２５年５月１７日）案件 （２）平成２５年４月１９日付２５建総企第６１号　東京都市計画公園および都市計画道路の変更について（回答）	※	1															都市整備局都市づくり政策部緑地景観課
29	H30.10.4	H30.10.18	明治公園こもれび広場を都市計画公園からはずすにあたっての都市整備局と建設局との協議の議事録。					1											都市計画明治公園を平成25年6月17日付けで都市計画変更するに当たっての都市整備局と建設局との協議は、24都市政緑第446号に係るものを除き、その記録は確認できず、現に保有していないため、当該公文書は存在しない。	都市整備局都市づくり政策部緑地景観課
30	H30.10.9	H30.10.18	都営住宅28H-104東(江東区南砂三丁目)工事 工事設計内訳書（総総括表、建築工事内訳書）	※	1															都市整備局東部住宅建設事務所建設課
31	H30.10.10	H30.10.18	都営住宅30H-101東及び30M-103東(北区田端新町一丁目)工事 工事設計内訳書（総総括表、建築工事内訳書、一位代価表、仮設諸経費計算書）	※	1															都市整備局東部住宅建設事務所建設課
32	H30.10.11	H30.10.18	都営住宅26H-112・113東(足立区西保木間二丁目)整備工事 工事設計内訳書（総総括表、整備工事内訳書、一位代価表、仮設諸経費計算書）	※	1															都市整備局東部住宅建設事務所建設課
33	H30.10.16	H30.10.18	多摩建築指導事務所建築指導第一課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１０条第１項の規定による届出等に係る台帳（平成３０年１０月２日から平成３０年１０月１５日までの受付分）（東京都情報公開条例第７条に規定する非開示情報を除く。）	2	1															都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
34	H30.10.5	H30.10.19	建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第３条第１項の規定に基づく、耐震診断の結果の報告書（次の建築物に係るもの。ただし、添付資料を除く。）（平成30年８月31日現在） 〇〇庁舎（北区王子本町〇丁目〇〇外６筆）	※	1															都市整備局市街地建築部建築企画課

30年度　公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
35	H30.10.5	H30.10.19	建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第３条第１項の規定に基づく、耐震診断の結果の報告書34件（別紙１の建築物に係るもの。ただし、添付資料を除く。）（平成30年８月31日時点）	※		1					1	1	1						（７条４号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため （７条３号）法人等における特定の部署の電話番号は、法人等の事業活動を行う上で通常関係者以外は知り得ない情報であって、公にすることにより、本来の業務以外の目的に使用され業務上の支障が生じるなど、当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため （７条２号及び３号）携帯電話番号は、当該情報は、個人として所有する携帯電話の番号である場合は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものに該当するため。また、法人として所有等している携帯電話の番号である場合は、法人等の事業活動を行う上で通常関係者以外は知り得ない情報であって、公にすることにより、本来の業務以外の目的に使用され業務上の支障が生じるなど、当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため （７条２号）個人の郵便番号、住所及び電話番号並びに法人における担当者の氏名及び役職は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	都市整備局市街地建築部建築企画課
36	H30.10.11	H30.10.19	(１)併用店舗見学会の開催について（日程のお知らせ）（下馬アパート併用店舗継続希望者）（２)粕谷二丁目アパートへの移転時期の延期について（八幡山アパートから粕谷二丁目アパートへ移転世帯）（３)粕谷二丁目アパート以外のアパートの移転時期について（八幡山アパートから粕谷二丁目アパート以外のアパートへ移転世帯）（４)下馬アパート４期移転説明会の開催について（下馬アパート４期移転対象世帯）（５)豊玉中三丁目のアパートへの移転時期について（江古田第２アパートから豊玉中三丁目アパートへ移転世帯）（６)旭丘一丁目アパートの移転時期の延期について（江古田第２アパート移転世帯）（７)保証金納入通知と鍵渡しのお知らせ（府中矢崎町アパートから10月１日入居許可日で移転世帯）（８)八王子中野町アパート移転説明会の開催について（八王子中野町アパート移転対象世帯）（９)村山アパート移転説明会資料（対象号棟：27～31、43、44号棟）(10)村山団地の追加移転説明会の開催について(村山団地27、28、30、43号棟で説明会未出席世帯)(11)保証金納入通知と鍵渡しのお知らせ（府中矢崎町アパートから10月16日入居許可日で移転世帯）(12)保証金納入通知と鍵渡しのお知らせ（第２鷺の宮アパート移転世帯）(13)日野平山アパート移転説明会の開催について（日野平山アパート７・８号棟居住世帯）(14)移転説明会資料（中野山王三丁目アパート）（八王子中野町アパート移転対象世帯）(15) 引越しに際してのお願い（府中矢崎町アパートから10月１日入居許可日で移転世帯） (16) 併用店舗移転説明会（第２回）の開催について（下馬アパート併用店舗利用継続希望者）(17)移転の準備について（第２鷺の宮アパート１～３号棟居住世帯）(18)保証金納入通知と鍵渡しのお知らせ（清瀬野塩アパート10～15号棟居住世帯）(19)保証金納入通知と鍵渡しのお知らせ（江古田第２アパートから11月１日入居許可日で移転世帯）(20)保証金納入通知と鍵渡しのお知らせ（八幡山アパートから11月１日入居許可日で移転世帯）(21)引越しに際してのお願い（府中矢崎町アパートから10月16日入居許可日で移転世帯）(22) 移転先住宅見学会のお知らせ（村山アパート27～31、43、44号棟居住世帯）	77	1															都市整備局西部住宅建設事務所管理課
37	H30.10.18	H30.10.19	多摩建築指導事務所建築指導第二課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出のうち解体工事に係る台帳（平成30年10月4日から10月17日までの受付分）（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	2	1															都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課

30年度　公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
38	H30.10.9	H30.10.22	第１回東京都市計画地方審議会街路調査特別委員会議事録（昭和３２年９月１３日） 第１５回東京都市計画地方審議会街路調査特別委員会議事録（昭和４０年１１月１６日） 第１６回東京都市計画地方審議会街路調査特別委員会議事録（昭和４０年１１月２２日） 第１７回東京都市計画地方審議会街路調査特別委員会議事録（昭和４０年１２月８日） 第１８回東京都市計画地方審議会街路調査特別委員会議事録（昭和４１年３月１７日）	31	1															都市整備局都市づくり政策部都市計画課
39	H30.10.11	H30.10.22	（1）元芝アパート　今後の日程について、移転先住宅（再追加分）の見学会の延期のお知らせについて（2）浮間三丁目アパート　建替・移転説明会開催のお知らせ（3）東糀谷六丁目アパート　移転説明会資料、移転日程表（予定）、居住者調査票、移転先住宅見学会のお知らせ、移転先住宅関係資料（4）長後町アパート　書類回収のお知らせ、移転先部屋決め抽選会のお知らせ、移転先住宅見学会（見学部屋）のお知らせ（5）小豆沢二丁目アパート　保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について（お知らせ）（6）上沼田第３アパート　保証金の納入及び鍵の交付について（お知らせ）（7）町屋五丁目アパート　部屋割り抽選会の実施について（8）西新井第３アパート　保証金の納入及び鍵の交付について（お知らせ）（9）花畑アパート　ごみ出し説明会について(10)東栗原アパート　一ツ家二丁目アパート（戻り移転）部屋決め抽選会のお知らせ、移転説明会資料、移転日程表（予定）、居住者調査票、移転先住宅関係資料、移転先住宅見学会のお知らせ、一ツ家二丁目アパートへの戻り移転について、戻り入居に際しての注意事項、戻り入居意向調査票（一ツ家二丁目建替事業）、移転先住宅見学会のお知らせ、移転先住宅関係資料(11)文花一丁目アパート　移転説明会資料、移転日程表（予定）、移転先住宅関係資料、居住者調査票、移転先住宅見学会のお知らせ、移転説明会開催のお知らせ(12)錦糸一丁目アパート　移転説明会資料、移転日程表（予定）、移転先住宅関係資料、居住者調査票、移転先住宅見学会のお知らせ、移転説明会開催のお知らせ(13)大島五丁目アパート　部屋割り抽選会のお知らせ(14)宮城アパート　移転説明会開催のお知らせ、移転先部屋割り抽選会のお知らせ(15)豊島三丁目・七丁目アパート　移転先住宅の使用許可書及び鍵の交付日について、使用許可日のお知らせ	47	1															都市整備局東部住宅建設事務所折衝課
40	H30.10.11	H30.10.23	（1）都営住宅27M-101東(北区浮間三丁目)工事 （2）都営住宅27H-102東(北区浮間三丁目)工事 工事設計内訳書（総総括表、建築工事内訳書、仮設諸経費計算書、一位代価表）、設計図、仕様書	※	1															都市整備局東部住宅建設事務所建設課
41	H30.10.12	H30.10.23	都営住宅30M-101東(足立区江北四丁目)工事 工事設計内訳書（総総括表、建築工事内訳書、仮設諸経費計算書）	※	1															都市整備局東部住宅建設事務所建設課

30年度　公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
42	H30.10.16	H30.10.24	東京都知事（〇）第〇〇号　有限会社〇〇に係る平成25年11月12日受付第3070号の宅地建物取引業者免許申請書（ただし、履歴事項全部証明書を除く。）	27		1							1						（７条４号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局住宅政策推進部不動産業課
43	H30.10.18	H30.10.24	東京都知事（〇）第〇〇号　株式会社〇〇に係る平成26年２月24日受付第4223号の宅地建物取引業者免許申請書（ただし、履歴事項全部証明書を除く。）	31		1							1						（７条４号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局住宅政策推進部不動産業課
44	H30.10.18	H30.10.24	東京都知事（〇）第〇〇号　株式会社〇〇に係る平成30年４月20日受付第89号の宅地建物取引業者免許申請書（ただし、履歴事項証明書を除く。）	53		1							1						（７条４号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局住宅政策推進部不動産業課
45	H30.10.22	H30.10.25	東京都市計画河川呑川計画図（住所：東京都大田区西糀谷二丁目〇〇番〇〇号）	1	1															都市整備局都市基盤部調整課
46	H30.10.11	H30.10.25	建築物の耐震改修の促進に関する法律第７条の規定に基づく耐震診断実施結果報告書（次の建築物に係るもの。ただし、別添資料を除く。） （平成30年６月８日時点） ・〇〇立体駐車場Ａ棟（中央区築地〇丁目〇〇） ・〇〇アパート１号棟（墨田区太平〇丁目〇〇）	※	1															都市整備局市街地建築部建築企画課
47	H30.10.11	H30.10.25	建築物の耐震改修の促進に関する法律第７条の規定に基づく耐震診断実施結果報告書41件（別紙１の建築物に係るもの。ただし、別添資料を除く。）（平成30年６月８日時点）	※		1				1	1	1							（７条４号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため （７条３号）法人等における特定の部署の電話番号は、法人等の事業活動を行う上で通常関係者以外は知り得ない情報であって、公にすることにより、本来の業務以外の目的に使用され業務上の支障が生じるなど、当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため （７条２号又は３号）携帯電話番号は、当該情報は、個人として所有する携帯電話の番号である場合は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものに該当するため。また、法人として所有等している携帯電話の番号である場合は、法人等の事業活動を行う上で通常関係者以外は知り得ない情報であって、公にすることにより、本来の業務以外の目的に使用され業務上の支障が生じるなど、当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため （７条２号）個人の郵便番号、住所及び電話番号並びに法人における担当者の氏名及び役職は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	都市整備局市街地建築部建築企画課
48	H30.10.17	H30.10.26	・〇〇（株式会社　〇〇）が施工した建設現場での火災事故（2017年６月〇〇区、2018年７月〇〇市など）について、労働安全衛生法に基づく調査に関連するもの全て。メール、資料、議事録、議事メモ、議事要旨、関連するもので所有しているもの全て。 ・〇〇（株式会社　〇〇）への指導監督処分に関連するもの全て。メール、資料、議事録、議事メモ、議事要旨、関連するもので所有しているもの全て。					1	1										都市整備局では作成及び取得しておらず、存在しないため。 （10条）特定の法人に対する指導に係る公文書について、当該公文書が都市整備局に存在するか否かを明らかにすることは、過去に当該法人に対し指導が行われたかを明らかにすることになる。仮に当該公文書が存在する場合には、当該法人の事業活動等に何らかの問題があるものとの疑いを生じさせ、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位を損なうものと認められる（７条３号）。よって、条例第10条に該当するため、当該公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する。 監督処分に関連する公文書について、都市整備局では作成及び取得しておらず、存在しないため。	都市整備局総務部総務課

30年度　公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
49	H30.10.15	H30.10.29	建設業許可業者名簿（東京都知事許可　平成３０年９月分）	※	1															都市整備局市街地建築部建設業課
50	H30.10.22	H30.10.29	（1）元芝アパート　保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について（お知らせ）（2）浮間三丁目アパート　移転説明会資料、移転日程表（予定）、移転先住宅見学会のお知らせ、移転先住宅関係資料、居住者調査票（3）長後町アパート　書類回収のお知らせ（4）文花一丁目アパート　移転説明会資料、移転日程表（予定）、移転先住宅関係資料、居住者調査票、移転先住宅見学会のお知らせ（5）錦糸一丁目アパート　移転説明会資料、移転日程表（予定）、移転先住宅関係資料、居住者調査票、移転先住宅見学会のお知らせ（6）宮城第２アパート　今後のスケジュールについて（重要）（7）豊島三・七丁目アパート　保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について（お知らせ）	※	1															都市整備局東部住宅建設事務所折衝課
51	H30.10.17	H30.10.29	武蔵村山市学園〇丁目〇〇における旧建築基準法第４３条第１項ただし書に関する協定図、道に関する協定書、道に関する協定承諾書（東京都情報公開条例第７条各号に規定する非開示情報を除く。）	2	1															都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
52	H30.10.19	H30.10.30	・昭和４５年７月２７日第４回東京都都市計画地方審議会、議第７２号に関する議事録及び同資料（議第７２号に関する部分以外を除く。） ・昭和６０年２月２２日第７２回東京都都市計画地方審議会、議第２１２７号、議第２１２８号に関する議事録及び同資料（議第２１２７号、議第２１２８号に関する部分以外を除く。） ・平成元年１０月１３日第９４回東京都都市計画地方審議会、議第３３０３号に関する議事録及び同資料（議第３３０３号に関する部分以外を除く。） ・平成４年１２月１８日第１１０回東京都都市計画地方審議会、議第４１７１号に関する議事録及び同資料（議第４１７１号に関する部分以外を除く。） ※ただし、東京都情報公開条例第７条第２号に係る部分、環境影響評価書の概要を除き、議事録については、ワードプロセッサーによる再作成後のものに限る。	※	1															都市整備局都市づくり政策部都市計画課
53	H30.10.29	H30.10.30	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書一式（第６０期）	38		1							1						（７条４号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建設業課
54	H30.10.16	H30.10.30	狛江市和泉本町〇丁目〇〇、同番〇〇及び同番〇〇における建築基準法旧第４３条第１項ただし書許可に係る道に関する協定書、道に関する協定承諾書（東京都情報公開条例第７条各号に規定する非開示情報を除く。）	1	1															都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課

30年度　公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
55	H30.10.17	H30.10.31	・東京都建築基準法施行細則別記第２１号様式の５　事故報告書（速報）　平成２９年６月〇日付収受（ファクシミリ送信案内状を含む。） ・東京都建築基準法施行細則別記第２１号様式の６　事故報告書（詳細）　平成２９年９月〇日付収受	※		1					1	1	1						（７条２号）個人に係る役職、氏名、所属情報及び現在の状況は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため （７条３号）法人等における公となっていない電話番号、ＦＡＸ番号及び従業員用のメールアドレスは、法人等の事業活動を行う上で通常関係者以外は知り得ない情報であって、公にすることにより、本来の業務以外の目的に使用され業務上の支障が生じるなど、当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため （７条４号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建築指導課
56	H30.10.22	H30.10.31	（1）日野平山アパート移転説明会の開催について（日野平山アパート７・８号棟居住世帯）（2）移転説明会資料（中野山王三丁目アパート）（八王子中野町アパート移転対象世帯）（3）当面の粗大ゴミ置き場について（八王子中野町アパート移転対象世帯）（4）引越しに際してのお願い（府中矢崎町アパートから10月１日入居許可日で移転世帯）（5）併用店舗移転説明会（第２回）の開催について（下馬アパート併用店舗利用継続希望者）（6）入居手続書類の提出日時について（上石神井四丁目アパート６号棟移転世帯）（7）移転の準備について（第２鷺の宮アパート１～３号棟居住世帯）（8）保証金納入通知と鍵渡しのお知らせ（清瀬野塩アパート10～15号棟居住世帯）（9）保証金納入通知と鍵渡しのお知らせ（江古田第２アパートから11月１日入居許可日で移転世帯）(10)保証金納入通知と鍵渡しのお知らせ（八幡山アパートから11月１日入居許可日で移転世帯）(11)引越しに際してのお願い（府中矢崎町アパートから10月16日入居許可日で移転世帯）(12)移転先住宅見学会のお知らせ（村山アパート27～31、43、44号棟居住世帯）(13)保証金納付とかぎ渡し等について（仙川アパートから11月16日入居許可日で移転世帯）(14)移転の準備について（清瀬野塩アパート10～15号棟居住世帯）(15)日野平山アパート移転説明会会場の案内地図のご送付（日野平山アパート７・８号棟居住世帯）	45	1															都市整備局西部住宅建設事務所管理課

表の見方

＜決定区分＞

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

＜（根拠規定）条例7条＞

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

＜公文書の件名＞

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

＜公文書の枚数＞

・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。